

## 050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))利用規約

楽天モバイル株式会社(以下「当社」といいます。)は、楽天モバイル SIM サービス利用規約の個別規定として、050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))の利用規約を以下の通り定めます。050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))には、楽天モバイル SIM サービス利用規約(共通編)をあわせて適用します。050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))は、卸携帯電話約款に基づき当社が提供する楽天モバイル SIM サービス利用規約のデータ通信サービスに付加するサービスであり、楽天モバイル SIM サービス利用規約に係る契約が終了した場合、本規約に係る契約も終了するものとします。

### 第1章 総則

#### (用語の定義)

第1条 次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 IP 通信網	インターネットプロトコルによって符号、音響又は影像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
2 050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))	契約者の Viber を起動した自営端末設備から、電気通信事業者が設置する電気通信回線を介して、050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))取扱所に設置したメディアゲートウェイホスティング装置に接続し、IP 通信網を利用して行う音声通信（インターネットプロトコルにより音響を伝送交換する通信をいいます。以下同じとします。）を行うことができるサービス。 (本規約で定める役務提供区間は、別記1に定めるとおりです。自営端末設備からメディアゲートウェイホスティング装置までの区間、また Viber を起動した自営端末設備間における音声通信はメディアゲートウェイホスティング装置を経由するものではなく、本規約により提供するものではありません。また、Viber からの国際通信サービスは、Viber が独自に提供するものであり、本規約により提供するものではありません。)
3 050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))取扱所	050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))に関する業務を行う事業所

4 050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))契約	当社から 050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))の提供を受けるための契約
5 050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))契約者	当社と 050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))契約を締結している者
6 契約者	050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))契約者
7 相互接続点	電気通信事業者（電気通信事業法の規定により登録を受けた者又は届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
8 契約者回線	本規約に基づいて、050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))取扱所に設置する交換設備等とその交換設備等のある 050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線
9 協定事業者	別表4 他社相互接続に係る協定事業者をいいます。
10 直加入電話等設備	別表4 他社相互接続に係る協定事業者 第1項に定める電気通信事業者の契約に基づいて設置されるもの
11 携帯自動車電話設備	別表4 他社相互接続に係る協定事業者 第3項に定める電気通信事業者
12 P H S 設備	別表4 他社相互接続に係る協定事業者 第2項に定める電気通信事業者
13 直加入電話等設備等	直加入電話等設備、携帯自動車電話設備又はP H S 設備
14 公衆電話設備	協定事業者が設置する公衆電話又はデジタル公衆電話の電話機等
15 Viber	契約者が自営端末設備にインストールすることにより IP 電話サービスを利用することができる、Viber Media S. à r. l. から提供されるアプリケーション
16 Viber Out	契約者の Viber を起動した自営端末設備からの 050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))に係る音声通信
17 Viber クレジット	契約者が Viber Out を利用するための前払いの仕組みで、050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))の通話料金（以下「通話料金」といいます。）に充てられるもの。

#### (規約の適用)

第2条 当社は、050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))規約（以下「本規約」といいます。）により 050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))を提供します。

2 050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))を付加するには、次の各号を満たしていることを条件とします。

- (1) 当社が別に定める楽天モバイル SIM サービスの料金プランを利用していること。
- (2) 契約者の自営端末設備に Viber をインストールしていること。

3 050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))には、本規約とともに楽天モバイル SIM サービス利用規約（共通編）が適用されますが、両者に矛盾又は抵触がある場合には、本規約が優先して適用されるものとします。

#### (規約の変更)

第3条 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に規定する事項の変更を行う場合、当社のホームページに掲示する方法により説明します。

## 第2章 050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))の提供区間等

#### (050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))の提供区間等)

第4条 当社の 050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))は、別記 1 に定める提供区間等において提供します。

## 第3章 契約

#### (050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))に係る契約の締結・解除等)

第5条 当社は、050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))に係る契約申込みに対する承諾を、楽天モバイル SIM サービスに係る契約申込みに対する承諾と併せて行うものとします。

2 当社は、050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))に係る契約を、単独で又は楽天モバイル SIM サービスに係る契約と併せて解除できるものとします。3 契約者が楽天モバイル SIM サービスを解約する場合は、050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))も併せて解約されるものとします。

#### (050 番号)

- 第6条 当社は、契約者に対し、1の 050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))に係る契約ごとに1の 050 番号（電気通信番号規則第 10 条第 2 号に定める電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号をいいます。以下同じとします。）を当社が別に定めるところにより付与します。
- 2 当社は、技術上又は当社の業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、契約者に付与した 050 番号を変更又は廃止することがあります。
- 3 前項の規定により、050 番号を変更又は廃止する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

#### (発信番号通知)

- 第7条 050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))を利用した契約者回線から直加入電話等設備等への通信について、発信元の 050 番号を着信先へ通知します（通話先の電話番号に 184 が前置された場合を除く。）。
- 2 前項の場合において、当社は 050 番号を着信先へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、この本規約中の第 17 条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

### 第4章 提供の中断等

#### (提供の中断)

- 第8条 当社は、次の場合には、050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))の提供を中断することがあります。
- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第9条（通信利用の制限等）又は第10条（通信時間等の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により 050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))の提供を中断するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第5章 通信

#### (通信利用の制限等)

- 第9条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とす

る通信を優先的に取り扱うため、050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))の利用を中止する措置をとることがあります。

- 2 通信が著しくふくそうしたときは、契約者が行う相手先への通信又は相手先が行う契約者への通信において着信しないことがあります。

(通信時間等の制限)

第 10 条 前条の規定による場合のほか、当社は、音声通信が著しくふくそうするとき又は著しいふくそうが発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、音声通信の通信時間又は特定の地域との音声通信の利用を制限することができます。

- 2 前項の措置により契約者に生じた損害について、当社は免責されるものとします。  
3 当社及び当社グループは、本条に規定する通信時間等の制限又は現在若しくは将来の通信サービスの品質の向上のため、通信にかかる情報の収集、分析及び蓄積を行うことがあります。

(協定事業者の制約による制限)

第 11 条 契約者は、当社以外の電気通信事業者の契約約款等の定めるところにより、協定事業者の電気通信サービスを使用することができない場合においては、050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))を利用できない場合があります。

(通信時間の測定等)

第 12 条 050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))に係る通信時間の測定等については、料金通則に定めるところによります。

## 第 6 章 料金等

(料金等に関する費用)

第 13 条 当社が提供する 050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))の料金（月額料金、通話料金及びユニバーサルサービス料により構成されます。以下同じ。）を、料金表に定めます。

(通話料金の支払)

第 14 条 契約者は、当社が測定した通信時間（契約者以外の者がその契約者に係る識別番号及び暗証符号を利用した通信時間を含みます。）と料金通則の規定に基づいて算定した通話料金の支払いを要します。

- 2 契約者は、050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))に関する通話料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金通則に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。

- 3 契約者は、通話料金について、Viber を通じて予め Viber クレジットを購入する方法により楽天ペイメント株式会社に支払うものとし、Viber Out の利用の都度、Viber クレジットがその通話料金に充てられるものとします。
- 4 Viber クレジットの有効期間は 365 日とします。Viber クレジットの購入代金は、原則として返金いたしません。その他の Viber クレジットに関する事項は、Viber 規定とポリシーに定めるところによるものとします。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第 15 条 契約者は、第 6 条（050 番号）の規定のより当社が付与した 050 番号について、料金表に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。

- 2 サービスの提供中断等により 050-IP 電話サービス（050 データ SIM(SMS あり)）を利用することができなくなった場合であっても、契約者は、その期間中のユニバーサルサービス料の支払いを要します。
- 3 協定事業者の契約約款等の規定による利用の一時中止等により、他社相互接続通信を行うことができなくなった場合であっても、契約者は、その期間中のユニバーサルサービス料の支払いを要します。

(料金の計算方法等)

第 16 条 050-IP 電話サービス（050 データ SIM(SMS あり)）の料金の計算方法並びに料金に関する費用の支払方法は、本規約第 14 条第 3 項のほか、料金通則に定めるところによります。

## 第 7 章 損害賠償

(責任の制限)

第 17 条 当社は、050-IP 電話サービス（050 データ SIM(SMS あり)）を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、その 050-IP 電話サービス（050 データ SIM(SMS あり)）が全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、050-IP 電話サービス（050 データ SIM(SMS あり)）が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその 050-IP 電話サービス（050 データ SIM(SMS あり)）に係る次の料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

料金表に規定する通話料金（050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))を全く利用できない状態が連續した期間の初日の属する料金月（料金表に規定する料金月をいいます。）の前 6 料金月の 1 日当たりの平均の通話料金（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 当社の故意又は重大な過失により 050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))の提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しません。

(注) 本条第 2 項に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))を全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間内における 1 日当たりの平均の通話料金とします。

#### (免責)

第 18 条 当社は、この約款等の変更により契約者の自営端末設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

## 第 8 章 承諾の限界

#### (承諾の限界)

第 19 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をした契約者に通知します。

#### (利用に係る契約者の義務)

第 20 条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(2) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で 050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))を利用しないこと。

別記 7 に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

2 契約者は、当社又は Viber Media S. à r. l. から割り当てられた契約者の識別番号及び暗証符号を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。

## 別記

### 1 050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))の提供区間等

(1) 当社の 050-IP 通話サービス(050 データ SIM(SMS あり))は、次に掲げる提供区間において提供します。

ア 契約者回線の終端相互間

イ 契約者回線の終端と相互接続点との間

ウ 契約者回線の終端と接続点（電気通信事業者が設置する電気通信設備と当社が別に定める電気通信設備との接続点をいいます。）又は当社が指定する電気通信設備との間

### 2 050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))における禁止事項

契約者は 050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))の利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

(1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

(2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

(3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為

(4) (詐欺、業務妨害等の) 犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為

(5) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為

(6) 050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))により利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為

(7) 他人になりすまして音声通信サービスを利用する行為

(8) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為

(9) 故意に多数の不完了呼を発生させ又は連続的に多数の呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為

(10) 本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、商業的宣伝若しくは勧誘の通信をする又は商業的宣伝若しくは勧誘を目的とした回線への発信を誘導する行為

(11) 自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある通信をする行為

(12) 当社の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為。

(13) 050-IP 電話サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障を生じせるおそれがある行為。

(14) 前各項のほか、公序良俗に違反し、他人の権利を侵害し、又は当社のサービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのあると当社が判断する行為。

### 3 当社が行う自営端末設備の状態確認

当社は電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合、又は支障のおそれがあると当社が判断した場合、契約者の自営端末設備の状態を確認し、その他当社が必要とする措置をとる場合があります。

## 料金通則

### (料金額の表示)

- 1 050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))契約に係る料金額の表示は、月額料金及びユニバーサルサービス料については税別額（消費税相当額を加算しない額をいいます。）、通話料金については税込額（消費税相当額を加算した額をいいます。）を表示します。

### (料金の設定)

- 2 050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))と協定事業者の提供区間を合わせて当社が設定するものとします。  
ただし、協定事業者の契約約款等に規定するところによりその協定事業者が定める料金については、この限りでありません。

### (料金の計算方法等)

- 3 当社は、契約者がその契約に基づいて支払う月額料金を料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、3に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

### (端数処理)

- 5 当社は、料金計算方法等において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

### (通話料金の適用)

- 6 当社は、050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))に係る通話料金について次のとおり適用します。

区分	内容
(1) 通話料金の適用	<p>ア 通話料金の算定は、1の通信について、料金表に規定する秒数までごとに行います。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、次の通信については、通話料金は適用しません。</p> <p>(ア) 契約者と IP電話設備（当社又は当社が別に定める協定事業者が指定を受けた電気通信番号により識別されるものに限ります。）の利用者との相互間で行われる通信</p>
(2) 通信時間の測定等	<p>ア 050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))に係る通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をで</p>

	<p>きない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ 当社の電気通信設備の故障等、050-IP 電話サービス(050 データ SIM(SMS あり))に係る利用者の責任によらない理由により接続を打ち切ったときは、料金表に規定する秒数に満たない通信時間は、通話料金の算定に含みません。</p>
(3) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通話料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通話料金は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去 6 料金月間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときには、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前 6 料金月の各料金月における 1 日平均の通話料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した 1 日平均の通話料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去 2 か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における 1 日平均の通話料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去 2 か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における 1 日平均の通話料金又は故障等の回復後の 7 日間における 1 日平均の通話料金のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>